

胆沢川・広瀬川・人首川・衣川

1 漁業権番号	内共第29号（胆沢川） 内共第30号（広瀬川） 内共第31号（人首川） 内共第32号（衣川）				
2 漁場の区域	胆沢川 北上川と胆沢川との合流点から上流の胆沢川本流及びその支流の区域（奥州市胆沢区胆沢ダムえん堤下流端の線から上流の区域を除く。） 広瀬川 北上川と広瀬川との合流点から上流の広瀬川本流及びその支流の区域 人首川 北上川と人首川との合流点から上流の人首川本流及びその支流の区域 衣川 奥州市衣川区一般国道4号衣川橋上流端の線から上流の衣川本流及びその支流の区域（戸河内川を除く。）				
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間
		あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	胆沢川及び衣川の本支流の免許区域	7月1日から12月31日までの期間 内で組合が定めて公表する期間
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	胆沢川、広瀬川、 人首川及び衣川の本支流の免許区域	3月1日から9月30日まで
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで
		いわな	〃	胆沢川及び衣川の本支流の免許区域	3月1日から9月30日まで
		うなぎ	餌釣り（置針を除く。） 擬餌釣り	胆沢川、広瀬川及び人首川の本支流の免許区域	1月1日から12月31日まで
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	胆沢川、広瀬川、 人首川及び衣川の本支流の免許区域	〃
		こい	〃	広瀬川、人首川及び衣川の本支流の免許区域	〃
		かじか	〃	胆沢川本支流の免許区域	6月1日から9月30日まで
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。				
(2) 区域の制限	区域			禁止期間	
	奥州市胆沢区若柳地内県営胆沢第二発電所えん堤上流の愛宕橋から同えん堤下流端の下流100メートルまでの間の区域			1月1日から12月31日まで	
	奥州市胆沢区若柳地内茂井羅頭首工えん堤上流端の上流40メートルの地点から同えん堤下流端の下流60メートルの地点までの間の区域			〃	
	奥州市胆沢区若柳地内胆沢ダム堤体から同堤体下流端の下流1,000メートルまでの間の区域			〃	
(3) 漁具・漁法の制限	まき餌（魚卵及び餌容器の使用を含む。）による採捕は、禁止する。				
(4) 全長の制限	名称		禁止に係る全長		
	やまめ（ひかりを含む。）		13センチメートル以下		
	いわな		〃		
	うなぎ		30センチメートル以下		
	うぐい		10センチメートル以下		
	こい		15センチメートル以下		
かじか		5センチメートル以下			

	(5) その他	組合が濃密放流して開設するやまめ若しくはいわなの特設釣場又はやまめ若しくはいわなのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。										
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所					
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	円 1,200	円 8,400	組合事務所及び指定販売所					
			やまめ さくらます いwana うぐい こい かじか	餌釣り 擬餌釣り								
			うなぎ	餌釣り（置針を除く。） 擬餌釣り								
		雑魚	やまめ さくらます いwana うぐい こい かじか	餌釣り 擬餌釣り	800	6,000						
			うなぎ	餌釣り（置針を除く。） 擬餌釣り								
			ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。 イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、日券に限り半額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。									
	遊漁券販売所	名 称	電話番号	名 称	電話番号	岩手県内水面漁業協同組合連合会ホームページをご参照ください。						
	(2) 県内共通遊漁料	全魚種	あゆ	やまめ さくらます いwana うぐい こい かじか	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所 TEL 019-623-8712				
									雑魚	やまめ さくらます いwana うぐい こい かじか	餌釣り 擬餌釣り	円 15,700
うなぎ												
うなぎ		餌釣り（置針を除く。） 擬餌釣り										
(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。												
(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。												
(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。												
(4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。												
5 遊漁に際し守るべき事項												